

群労発雇均 0806 第 1 号
令和 6 年 8 月 6 日

各団体の長 殿

群馬労働局長
(公印省略)

社会保険適用拡大に向けたキャリアアップ助成金の活用について

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、いわゆる「年収の壁」の対応に当たっては、個々の労働者の事情や企業の取組に応じ、幅広く対応できるよう、令和 5 年 10 月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時待遇改善コース」を設け、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押ししているところです。

本年 10 月からの社会保険適用拡大に向け、短時間労働者が就業調整を行うことにより、該当となる会員企業が人手不足の状態に陥らないよう、当該企業に対して当助成金の活用が可能である旨を積極的に勧奨いただけますようお願いいたします。

なお、ご不明点等につきましては、御手数ですが、下記担当までお問い合わせください。

<送付リーフレット>

- ・年収の壁・支援強化パッケージ概要
- ・キャリアアップ助成金（社会保険適用時待遇改善コース）のご案内

【広報・周知】群馬労働局雇用環境・均等室

〒371-8567 前橋市大手町 2 丁目 3 番 1 号
前橋地方合同庁舎 8 階 電話 027-896-4739

【申請先】群馬労働局職業安定部職業対策課

〒371-0854 前橋市大渡町 1 丁目 10 番 7 号
群馬県公社総合ビル 9 階 電話 027-210-5008



厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に勤める環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

▶この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働く環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

詳細は[こちら](#)



(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の <u>15%以上を追加支給</u> (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の <u>15%以上を追加支給</u> (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の <u>18%以上を増額</u>	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	
3時間以上 4時間未満	5%以上	30万円
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合
は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円) 厚生年金・健康保険に加入した場合

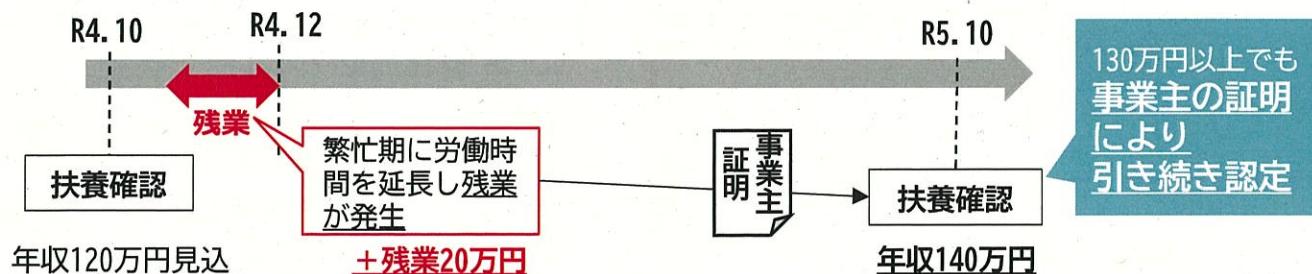


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険（協会けんぽ）等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
 なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 每月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表しました。

詳細は[こちら](#)

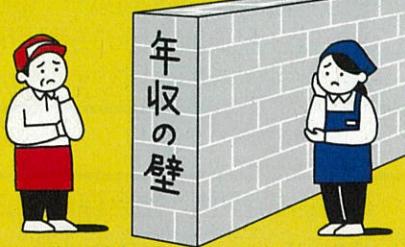


年収の壁対策として

労働者1人につき最大50万円助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる**！事業主の皆様においては、**人手不足の解消**に！出典：政府広報オンライン (<https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html>)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 <small>(注)</small>
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 <small>(注)</small>
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当（標準報酬月額10.4万円以下の者に限る）。

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取り組みが助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- 助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）。
- 取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください（流れは裏面ご参照）。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定（賃金テーブル等）を増額改定する場合、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）を併用することもできます。

＜例＞パート従業員全員（40人）の時給を**5%UP**（例：1,000円→1,050円）させる場合

- 新たに社会保険に加入するパート従業員
うち、労働時間を延長できる
うち、労働時間の延長が難しい
 - 既に社会保険に加入しているパート従業員
- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 8人
3人
5人 | 3時間延長 + 5%賃上げ
▶ 労働時間延長メニュー |
| 32人 | 5%賃上げ
▶ 賃金規定等改定コース |

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件^{※1}を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること^{※2}ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当^{※3}等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長メニュー

(1)(2)の併用メニュー

(1)手当等支給メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。

※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長とともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。
(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください)

労働時間延長メニュー

賃上げ、労働時間延長の取組

併用メニュー

手当等の支給

手当等の支給

賃上げ、労働時間延長の取組

1年

1年6ヶ月

2年

2年6ヶ月

手当等支給メニュー

手当等の支給

手当等の支給

手当等の支給

手当等の支給

賃上げ等、労働時間延長あるいはその両方による増額

キャリアアップ計画書の提出

取組開始
(社会保険の適用)

6ヶ月

2ヶ月

支給申請
(1回目)

手当等の支給

2ヶ月

支給申請
(2回目)

手当等の支給

2ヶ月

支給申請
(3回目)

手当等の支給

2ヶ月

支給申請
(4回目)

手当等の支給

2ヶ月

支給申請
(5回目)

- キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP

